

日本労働年鑑 第27集 1955年版  
The Labour Year Book of Japan 1955

第三部 労働政策

第三編 労働組合対策

第六章 労働金庫法

労働金庫法は第一三国会(五二年)以来毎回提案されながら成立しなかったが、第一六国会で共産党をのぞく各党共同提案で提出され成立した。

第一六国会における提案理由は次のとおりである。共産党は信用協同組合という形で存在していた労働金庫の貸出しが賃金遅欠配や越年資金などにあてられることが多く、個人への貸出しも医療費や高利貸への返済が一ぱん多く、闘争資金に使われたことがない点を取りあげ、こういう形は闘争に水をかけるものだと批判、労働金庫だけで労働者階級が解放されるような幻想を与えることに反対したが、この制度を活用するためにはもっぱら闘争資金にあてられなければならないと主張している。

わが国における所謂労働金庫は昭和二五年に岡山県において岡山県勤労者信用協同組合として設立されて以来、各地においてこれにならうもの多く、今日では北海道、東京、神奈川、大阪、兵庫等既に二九の都道府県においてその設立をみているのであります。

これらの労働金庫は、労働組合、消費生活協同組合その他労働者の団体を主たる構成員とする協同組織の形態をとり、その事業は、一方においてそれら労働者を中心に組織する団体の資金及びその団体の構成員たる労働者の手持金を広はんに吸収し、他方において、その資金をこれらの団体の行う労働者のための福利共済活動の資金として貸出すとともに、その団体の構成員たる労働者に対しその生活資金として融資しておるのであります。これは労働者が自主的組織により、その遊休資金を集めて、従来の金融体系において全く等閑に付されていた労働者の生活資金金融の途に活用するものでありまして、社会的にも大きな意義を有するものであります。

然るに労働金庫は、これまでそのための独自の法律がなかったため、中小企業等協同組合法に基づいてその信用協同組合として設立運営されてきたのであります。しかしながら中小企業等協同組合法の規定するところは、本来の労働金庫とは目的、構成、組織、金融の性質等すべて異り、そのため事業の運営にも幾多の不便を感じてきたのでありまして、労働金庫が今日の段階にまで発展してきました以上、労働金庫の健全な発達を図るためには、その本来の性格に則した独自の法律を制定し、以てその基礎を明確にするとともに監督の適正を期することが是非とも必要であると考えまして、ここに本法案を提出いたした次第であります。

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ→ ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---